

別表十二（十）の記載の仕方

1 この明細書は、青色申告法人で保険業法第3条第1項（免許）に規定する免許（以下「免許」といいます。）を受けて損害保険業を行うもの等が措置法第57条の5（保険会社等の異常危険準備金）若しくは第57条の6（原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金）の規定の適用を受ける場合又は連結法人で免許を受けて損害保険業を行うもの等が令和2年改正法第16条の規定による改正前の措置法第68条の55（保険会社等の異常危険準備金）若しくは第68条の56（原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金）の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。

2 「積立率9」は、措置法令第33条の2第6項から第8項まで、第20項若しくは第21項（保険会社等の異常危険準備金）若しくは第33条の3第2項（原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金）若しくは令和2年6月改正前の措置法令（以下「令和2年旧措置

法令」といいます。）第33条の2第5項から第7項まで、第19項若しくは第20項（保険会社等の異常危険準備金）に規定する割合又は令和2年旧措置法令第39条の83第5項から第7項まで、第19項若しくは第20項（保険会社等の異常危険準備金）若しくは第39条の84第2項（原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金）に規定する割合を記載します。

なお、この欄の括弧内には、「正味収入保険料等8」の金額のうちに「10年洗替前の期首異常危険準備金繰越額6」の金額の占める割合を記載します。

3 「 $(8) \times \frac{\text{相当額24}}{100}$ 」は、措置法令第33条の2第4項第1号に掲げる保険及び措置法第57条の6第1項に規定する原子力保険にあつては0を、措置法令第33条の2第4項第2号から第4号までに掲げる保険及び共済にあつては同条第14項第2号に規定する割合を適用して計算した金額又は令和2年旧措置法令第39条の83第13項第2号に規定する割合を適用して計算した金額を記載します。